

■ 入札制度改正のお知らせ

「松本市の契約に関する方針」に基づき、本市の建設工事における最低制限価格制度及び変動型低入札価格調査制度の改正を行います。

■【改正の内容】

●最低制限価格及び変動型基準価格の引上げ

※平成30年6月1日以後に行う入札の公告又は通知に係るものから適用します。

本市の基準			
区分	最低制限価格・変動型基準価格		
	改正前		改正後
上限・下限値	2億円未満	予定価格の 87.5～92.5%	<u>予定価格の87.5～92.5%</u>
	<u>2億円以上</u>	<u>予定価格の 82.5～87.5%</u>	

※固定型の低入札価格調査制度における設定基準も同様となります。